

「安全推進者」を配置して、 労働災害防止に取り組みましょう！

＜第三次産業の労働災害が増加しています。＞

近年労働災害が増加傾向にあり、特に小売業、社会福祉施設及び飲食店などの第三次産業が、労働災害の5割強を占めております。第三次産業では、転倒や腰痛などの労働災害が増加しております。

＜労働災害の防止には、安全推進者を配置することが有効です。＞

第三次産業の多くは、安全管理者や安全衛生推進者の選任義務はありません。
増加する労働災害の防止のために、**安全推進者**を配置し、安全管理体制を充実させることを目的とした「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました。



ガイドラインのポイント

ガイドライン全文は、こちらをご参照ください。⇒

1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種（小売業※、社会福祉施設、飲食店など）の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用する事業場。

2 安全推進者の要件

職場内の整理・整頓・清潔・清掃（いわゆる4S活動）、交通事故防止等、事業所内で安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。なお、以下のいずれかの者を配置することが望ましい。

- ・ 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- ・ 労働安全コンサルタント、安全管理士又は安全管理者の資格を有する者

3 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより、関係労働者に周知すること。（裏面を参考にしてください。）

5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、次の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

- ① 職場環境及び作業方法の改善に関すること
（例：職場の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等）
- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
（例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等）
- ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること
（例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等）

※各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。

安全推進者の職務

「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく選任

1 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例:職場の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等の道具安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

2 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例:朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

3 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例:労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

安全推進者 氏 名	
--------------	--